

公立大学法人岩手県立大学職員給与規程

平成17年4月1日

規程第11号

改正 平成17年12月1日 規程第96号

平成18年3月28日 規程第11号

平成19年3月30日 規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)
第28条の規定に基づき、公立大学法人岩手県立大学(以下「法人」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関連)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他法令の定めるところによる。

(給与)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

(1) 基本給は、給料及び給料の調整額とする。

(2) 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当とする。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この規程の定めるところにより支給する。

(給料表等)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表(別表第1)

(2) 教育職給料表(別表第2)

(3) 医療職給料表(別表第3)

(4) 技能職給料表(別表第4)

(5) 指定職給料表(別表第5)

2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、別に定めのあるもののほか、常勤を要しない職員及び任期の定めのある職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。

第6条 指定職給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同表左欄の職に応じ、同表右欄に定める額とする。

(初任給、昇格、昇給等)

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別に定める基準に従い決定する。

3 新たに採用する者(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の号給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度等を考慮して、別に定める初任給の基

準に従い決定する。

- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定める基準に従い決定する。
- 5 職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 6 前項の規定により職員（昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳、技能職給料表の適用を受ける職員にあっては57歳）に達している職員を除く。）を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として、勤務成績に応じて2号給から8号給までの範囲内で決定するものとする。
 - （1）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - （2）教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - （3）医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- 7 第1項の規定により、昇給日に55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳、技能職給料表の適用を受ける職員にあっては57歳）に達している職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から4号給までの範囲内で決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 就業規則第22条の2第1項の規定に基づき採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給与月額、その者に適用される給与表の再任用職員の項に掲げる給与月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 11 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 削除 平成18年規程第11号

（昇格）

第9条 別に定める昇格基準を充たし、かつ、勤務成績が特に良好な職員については、その者の職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に昇格させることができる。

- 2 前項の場合における職員の昇格後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

（降格）

第10条 就業規則第23条第1項の規定により職員を降任したときは、その者の属する職務の級を下位の級に降格させることができる。

- 2 職員を降格させた場合における、その者の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

（初任給基準又は給料表の適用を異にする異動）

第11条 職員を給料表の適用を異にすることなく、初任給基準に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合、又は職員を給料表の適用を異にして他の職

務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

- 2 前項の異動をした職員の当該異動後の給料月額及びこれを受けることとなる期間の取扱いについては、別に定める。

(給料の支給日等)

第12条 給料は、毎月その月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給日は毎月15日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)の場合は、その翌日以後の日であって、15日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

(日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇されたときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により、給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の支給方法)

第14条 職員の給料は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定(労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。)に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金(郵便貯金は除く。)への振込みを申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、その方法によって支払うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第15条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、給料月額につき別に適正な調整額を定める。

- 2 前項の規定による給料月額の調整額は、調整前の給料月額の100分の25以内とする。

(管理職手当)

第16条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別に指定するものについて、その特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当は、調整前における給料月額の100分の25以内とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第17条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日以降1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第19条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員の配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3

号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- （1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）
- （2）当該職員の所有に係る住宅（別に定めるこれに準ずる住宅を含む。第4号において同じ。）のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの
- （3）第22条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次号において「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- （4）単身赴任手当支給職員で、その所有に係る住宅のうち当該職員その他別に定める者によって新築され、若しくは購入された住宅であって、当該新築若しくは購入の日から起算して5年を経過していないものに配偶者が居住しているもの（当該職員が当該住宅に居住していた場合に第2号の規定に該当することとなるものに限る。）又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額）とする。

- （1）前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- （2）前項第2号に掲げる職員 3,000円
- （3）前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(4) 前項第4号に掲げる職員 1,500円

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃(別に定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他別に定める運賃(以下「特別運賃」という。)を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。)又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を45,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として別に定める職員(第3号において「特例職員」という。)にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となつた運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあつては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1(そ

の差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離を考慮して35,000円の範囲内で別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(以下この号において「合計額」という。))が45,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあっては、合計額が60,000円以下の場合にあっては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあっては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で別に定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの料金の2分の1相当額」という。))が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあっては、当該定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第22条 大学を異にする異動(出向を含む。)又は在勤する大学の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は大学の移転の直前の住居から当該異動又は大学の移転の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する大学に通勤す

ることが、通勤距離等を考慮して当該基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 岩手県の職員であった者その他別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する大学に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第23条 特殊勤務手当は、カウンセラー手当とする。

- 2 カウンセラー手当は、健康サポートセンターの相談員が学生からの相談に応じ、助言又は指導の業務に従事したときに支給する。
- 3 前項の手当の額は、月額2,500円とする。

（給与の減額）

第24条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日（公立大学法人岩手県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第6条の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第5条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第6条の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- 2 第1項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤、介護休業、育児休業に係る部分休業及び介護休業について、それぞれの時間数を合算した全時間数とする。

（超過勤務手当）

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第4条の規定に基づき、あらかじめ割り振

られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第26条 祝日法による休日等及び年未年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第27条 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、初任給調整手当、カウンセラー手当及び寒冷地手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間で除して得た額とする。

2 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、初任給調整手当、カウンセラー手当及び寒冷地手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から8時間に18を乗じて得た時間を減じた時間とする。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日又は12月10日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第36条第6項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、別に定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする。

4 第2項

の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得

た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第39条の規定により懲戒解雇された職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第23条第2項の規定により解雇された職員（同項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた職員
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた職員（当該差し止めを取り消された場合を除く。）で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

第30条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日又は12月10日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額に100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額を超えないものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の額とする。

4 第28条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第31条第3項」と読み替えるものとする。

5 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第29条及び第30条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

7 前6項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(期末特別手当)

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、6月30日又は12月10日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたもの(第36条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第39条に規定する懲戒を受けた場合を除き、次項に規定する給料月額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えないものとする。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額(別に定める職員以外の職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

- 5 第29条及び第30条の規定は、期末特別手当の支給について準用する。
- 6 前5項に規定するもののほか、期末特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、職員であつて、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、別表第6の左欄に掲げる支給地域(以下「支給地域」という。)に現に居住するもの(支給地域に現に居住しない職員で第22条の規定により単身赴任手当を支給されるもの(これに準ずる職員として別に定める職員を含む。))のうち、理事長が必要と認める職員を含む。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第7に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給について必要な事項は、別に定める。
(特定の職員についての適用除外)

第34条 第15条から第20条まで、第23条、第25条、第26条、第28条及び第31条の規定は、指定職給料表の適用を受ける職員には適用しない。

- 2 第25条及び第26条の規定は、特定幹部職員には適用しない。
- 3 第18条、第20条(第1項第2号及び第4号に限る。)及び第33条の規定は、再任用職員には適用しない。
(諸手当の支給方法等)

第35条 諸手当の支給方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第15条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職を命ぜられたときには、その休職期間が満1年(結核性疾病にあつては満2年)に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる刑事事件に該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第15条第1項第3号から第6号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときには、その休職期間中、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第15条第1項第1号から第6号の規定により休職されたときには、前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第28条第1項及び第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第29条及び第30条の規定を準用する。

(育児休業等取得者の給与)

第37条 公立大学法人岩手県立大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによ

り育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち次に掲げるものに該当する職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を支給する。
 - ア 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員
 - イ 基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- (4) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間について第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前4号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第38条 公立大学法人岩手県立大学職員の介護休業等に関する規程に定めるところにより介護休業をする職員の給与については、その期間の勤務しない1時間について第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

改正 平成18年3月28日規程第11号 平成19年3月30日規程第19号

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(承継職員)

2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条の規定により本学の職員となった者の本学の成立の日の前日に受けていた給料及び諸手当については、特に支給要件等に変更がない限り、この規程の施行の日において引き継ぐものとする。

3 削除(平成18年規程第11号)

(内部講師手当)

4 平成17年度に限り、教員(就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。)がその所属する大学以外で、法人が設置する大学において授業に従事したときは、講師手当を支給する。

5 前項の手当の額は、当該授業に従事した90分当たり4,000円とする。

6 学長及び副学長(事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。)の平成17年4月から平成18年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項規定にかかわらず、学長にあっては月額1,002,188円、副学長にあっては月額734,063円とする。

(平成18年度における学長及び副学長の給料の特例)

7 学長及び副学長(平成17年4月1日から引き続き当該職にある者に限る。以下この項において同じ。)の平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、学長にあっては月額998,438円、副学長にあっては月額

731,250円とする。

(平成19年度における学長の給料の特例)

- 8 学長の平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき給料は、第5条第1項の規定にかかわらず、月額998,438円とする。

附 則(平成17年12月1日規程第96号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(指定職給料表適用者の給料の特例)
- 2 学長及び副学長(事務局長を兼ねるものを除く。以下この項において同じ。)の平成17年12月から平成18年3月までの間に支給されるべき給料は第5条第1項の規定及び平成17年4月1日制定附則第6項の規定にかかわらず、学長にあっては月額998,438円、副学長にあっては月額731,250円とする。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程及びこれに基づく細則の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、改正後の公立大学法人岩手県立大学職員給与規程第28条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第22条第1項に規定する別に定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 7 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において岩手県の職員であった者から引き続き新たに職員となった者で採用の事情を考慮して別に定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「岩手県の職員との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年3月28日規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」といおう。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 施行日の前日において公立大学法人岩手県立大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)という。)及びその者が受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める額とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けて職員の施行日における号給は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第1項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規程による改正前の給与規程及びこれに基づき別に定められた細則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第15条第2項（給与規程第16条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第28条第4項（給与規程第31条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第15条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と公立大学法人岩手県立大学職員給与の一部を改正する規程（平成18年規程第11号。以下「平成18年改正給与規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、第28条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正給与規程附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。
（平成18年4月1日における昇給の特例）
- 12 給与規程第7条第5項の規定にかかわらず、平成18年4月1日において昇給は実施しない。
（平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）
- 13 平成22年3月31日までの間における給与規程第7条第6項の適用については、同規定中「4号給」とあるのは「3号給」と、「2号給から8号給まで」とあるのは「1号給から7号給まで」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。
- 14 平成22年3月31日までの間における給与規程第6条第7項の適用については、「2号給とすることを標準として、勤務成績に応じて1号給から4号給までの範囲内で決定するものとする」とあるのは「1号給とする」とする。
（委任）
- 15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。
（公立大学法人岩手県立大学職員給与規程の一部改正）
- 16 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程（平成17年規程第96号）附則第3項を削除する。

附 則（平成19年3月30日規程第19号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 行政職給料表(第5条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員以 外の 職員	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				
	86	240,100	296,400	345,300	386,800	404,400				
	87	240,800	296,800	345,800	387,400	405,100				
	88	241,500	297,200	346,300	388,000	405,800				
	89	242,300	297,500	346,700	388,700	406,300				
	90	242,800	297,900	347,200	389,300					
	91	243,300	298,300	347,700	389,900					
	92	243,800	298,700	348,200	390,500					
	93	244,100	298,900	348,500	391,200					
	94		299,300	349,000						
	95		299,700	349,500						
	96		300,100	350,000						
	97		300,300	350,300						
	98		300,700	350,800						
	99		301,100	351,300						
	100		301,500	351,800						

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	101		301,700	352,100						
	102		302,100	352,500						
	103		302,500	352,900						
	104		302,900	353,300						
	105		303,100	353,800						
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,600							
	119		307,900							
	120		308,200							
	121		308,600							
	122		308,900							
	123		309,200							
	124		309,500							
	125		309,900							
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

別表第2 教育職給料表(第5条関係)

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	160,300	202,200	263,500	317,000	409,100	547,400
2	162,300	204,400	266,600	320,500	411,600	550,600
3	164,300	206,600	269,700	324,000	414,100	553,800
4	166,300	208,800	272,800	327,500	416,600	557,000
5	168,200	210,900	275,900	331,100	419,200	560,200
6	170,700	213,100	278,800	334,600	421,700	562,700
7	173,200	215,300	281,700	338,100	424,200	565,200
8	175,700	217,500	284,600	341,600	426,700	567,700
9	178,200	219,800	287,600	345,200	429,000	570,200
10	180,900	222,200	290,600	348,500	431,500	572,100
11	183,600	224,600	293,600	351,800	434,000	574,000
12	186,300	227,000	296,600	355,100	436,500	575,900
13	189,000	229,300	299,600	358,400	438,800	577,700
14	190,900	231,700	302,400	361,000	441,200	579,200
15	192,800	234,100	305,200	363,600	443,600	580,700
16	194,700	236,500	308,000	366,200	446,000	582,200
17	196,700	238,700	310,700	368,900	448,500	583,700
18	198,500	241,800	313,500	371,200	450,900	584,700
19	200,300	244,900	316,300	373,500	453,300	585,700
20	202,100	248,000	319,100	375,800	455,700	586,700
21	203,900	251,100	321,700	378,000	458,200	587,800
22	205,800	254,200	324,500	380,100	460,600	
23	207,700	257,300	327,300	382,200	463,000	
24	209,600	260,400	330,100	384,300	465,400	
25	211,600	263,400	332,700	386,300	467,900	
26	213,700	266,500	335,200	388,200	470,300	
27	215,800	269,600	337,700	390,100	472,700	
28	217,900	272,700	340,200	392,000	475,100	
29	219,900	275,800	342,600	394,000	477,500	
30	222,200	278,600	344,800	395,800	479,900	
31	224,500	281,400	347,000	397,600	482,300	
32	226,800	284,200	349,200	399,400	484,700	
33	229,200	287,100	351,500	401,300	487,100	
34	231,100	290,100	353,800	403,100	489,400	
35	233,000	293,100	356,100	404,900	491,700	
36	234,900	296,100	358,400	406,700	494,000	
37	236,800	299,100	360,500	408,300	496,300	
38	238,900	301,500	362,600	410,000	498,300	
39	241,000	303,900	364,700	411,700	500,300	
40	243,100	306,300	366,800	413,400	502,300	
41	245,300	308,600	368,800	415,100	504,400	
42	247,300	310,000	370,700	416,800	506,300	
43	249,300	311,400	372,600	418,500	508,200	
44	251,300	312,800	374,500	420,200	510,100	

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
45	253,200	314,100	376,500	421,700	512,100	
46	255,200	315,300	378,300	423,300	514,000	
47	257,200	316,500	380,100	424,900	515,900	
48	259,200	317,700	381,900	426,500	517,800	
49	261,100	318,700	383,800	428,100	519,800	
50	262,500	319,800	385,600	429,400	521,700	
51	263,900	320,900	387,400	430,700	523,600	
52	265,300	322,000	389,200	432,000	525,500	
53	266,500	323,200	390,800	433,200	527,500	
54	267,800	324,300	392,400	434,300	529,200	
55	269,100	325,400	394,000	435,400	530,900	
56	270,400	326,500	395,600	436,500	532,600	
57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400	
58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700	
59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000	
60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300	
61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600	
62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600	
63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600	
64	279,700	335,300	404,700	445,400	542,600	
65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400	
66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300	
67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200	
68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100	
69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000	
70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900	
71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800	
72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700	
73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600	
74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500	
75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400	
76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300	
77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200	
78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100	
79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000	
80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900	
81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800	
82	298,400	353,900	424,000	462,200		
83	299,300	354,900	424,600	462,900		
84	300,200	355,900	425,200	463,600		
85	301,100	356,800	425,700	464,100		
86	302,000	357,500	426,300	464,800		
87	302,900	358,200	426,900	465,500		
88	303,800	358,900	427,500	466,200		
89	304,600	359,700	428,000	466,700		
90	305,300	360,300	428,600	467,400		
91	306,000	360,900	429,200	468,100		
92	306,700	361,500	429,800	468,800		

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
93	307,400	362,100	430,200	469,300		
94	208,000	362,600	430,700	470,000		
95	308,600	363,100	431,200	470,700		
96	309,200	363,600	431,700	471,400		
97	309,900	364,200	432,300	471,900		
98	310,500	364,700	432,800	472,600		
99	311,100	365,200	433,300	473,300		
100	311,700	365,700	433,800	474,000		
101	312,300	366,300	434,400	474,500		
102	312,800	366,800	434,900			
103	313,300	367,300	435,400			
104	313,800	367,800	435,900			
105	314,300	368,400	436,500			
106	314,700	368,900	437,000			
107	315,100	369,400	437,500			
108	315,500	369,900	438,000			
109	315,900	370,500	438,600			
110	316,300	371,000	439,100			
111	316,700	371,500	439,600			
112	317,100	372,000	440,100			
113	317,400	372,600	440,700			
114	317,800	373,100	441,200			
115	318,200	373,600	441,700			
116	318,600	374,100	442,200			
117	318,900	374,600	442,800			
118	319,300	375,100				
119	319,700	375,600				
120	320,100	376,100				
121	320,400	376,600				
122	320,800	377,100				
123	321,200	377,600				
124	321,600	378,100				
125	321,800	378,600				
126	322,200	379,100				
127	322,600	379,600				
128	323,000	380,100				
129	323,200	380,600				
130	323,600	381,100				
131	324,000	381,600				
132	324,400	382,100				
133	324,600	382,600				
134	325,000	383,100				
135	325,400	383,600				
136	325,800	384,100				
137	326,000	384,600				
138	326,300	385,100				
139	326,600	385,600				
140	326,900	386,100				

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
141	327,300	386,600				
142	327,600					
143	327,900					
144	328,200					
145	328,600					
146	328,900					
147	329,200					
148	329,500					
149	329,900					
150	330,200					
151	330,500					
152	330,800					
153	331,200					
154	331,500					
155	331,800					
156	332,100					
157	332,500					

別表第3 医療職給料表(第5条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,500	178,300	227,100	252,800	286,100	332,700
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
再任 用職 員以 外の 職員	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
	94	284,100	319,100	354,700	374,100	404,000	
	95	285,100	319,900	355,400	374,600	404,600	
	96	286,100	320,700	356,100	375,100	405,200	
	97	287,200	321,400	356,600	375,700	405,700	
	98	288,100	322,100	357,100	376,200		
	99	289,000	322,800	357,600	376,700		
	100	289,900	323,500	358,100	377,200		
	101	290,700	324,000	358,700	377,800		
	102	291,500	324,600	359,200	378,300		
	103	292,300	325,200	359,700	378,800		
	104	293,100	325,800	360,200	379,300		
	105	293,800	326,200	360,800	379,900		
	106	294,300	326,700	361,300	380,400		
	107	294,800	327,200	361,800	380,900		
	108	295,300	327,700	362,300	381,400		
	109	295,800	328,200	362,800	382,000		
	110	296,200	328,600	363,300	382,500		
	111	296,600	329,000	363,800	383,000		
	112	297,000	329,400	364,300	383,500		
	113	297,400	329,800	364,800	384,100		
	114	297,800	330,200	365,300			
	115	298,200	330,600	365,800			
	116	298,600	331,000	366,300			
	117	298,900	331,300	366,700			
	118	299,300	331,700	367,200			
	119	299,700	332,100	367,700			
	120	300,100	332,500	368,200			
	121	300,400	332,700	368,600			
	122	300,800	333,100	369,100			
	123	301,200	333,500	369,600			
	124	301,600	333,900	370,100			
	125	301,800	334,200	370,500			
	126	302,200	334,600				
	127	302,600	335,000				
	128	303,000	335,400				
	129	303,200	335,700				
	130	303,600	336,100				
	131	304,000	336,500				
	132	304,400	336,900				
	133	304,600	337,200				
	134	305,000	337,600				
	135	305,400	338,000				
	136	305,800	338,400				

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	137	306,000	338,700				
	138	306,400	339,100				
	139	306,800	339,500				
	140	307,200	339,900				
	141	307,400	340,200				
	142	307,800	340,600				
	143	308,200	341,000				
	144	308,600	341,400				
	145	308,800	341,700				
	146	309,200	342,100				
	147	309,600	342,500				
	148	310,000	342,900				
	149	310,200	343,200				
	150	310,500	343,600				
	151	310,800	344,000				
	152	311,100	344,400				
	153	311,500	344,700				
	154	311,800					
	155	312,100					
	156	312,400					
	157	312,800					
	158	313,100					
	159	313,400					
	160	313,700					
	161	314,100					
	162	314,400					
	163	314,700					
	164	315,000					
	165	315,400					
	166	315,700					
	167	316,000					
	168	316,300					
	169	316,700					
再任 用職 員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

別表第4 技能職等給料表(第5条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700	320,900
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600	323,000
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500	325,100
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400	327,200
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300	329,100
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200	331,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100	333,300
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000	335,400
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700	337,300
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500	339,300
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300	341,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100	343,300
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700	345,200
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400	347,100
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100	349,000
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800	350,900
	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400	352,800
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100	354,400
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800	356,000
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500	357,600
	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000	359,300
	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500	360,500
	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000	361,700
	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500	362,900
	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100	363,900
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600	365,000
	27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100	366,100
	28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600	367,200
	29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200	368,100
	30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500	368,800
	31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800	369,500
	32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100	370,200
	33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400	370,800
	34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700	371,500
	35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000	372,200
	36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300	372,900
	37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600	373,400
	38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900	374,100
	39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200	374,800
	40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500	375,500
	41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700	376,000
	42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900	376,700
	43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100	377,400
	44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300	378,100

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400	378,600
	46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500	379,300
	47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600	380,000
	48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700	380,700
	49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900	381,200
	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900	381,800
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900	382,400
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900	383,000
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900	383,700
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800	384,300
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700	384,900
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600	385,500
	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500	386,200
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400	386,800
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300	387,400
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200	388,000
	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100	388,700
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000	389,300
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900	389,900
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800	390,500
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500	391,200
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100	
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700	
	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300	
	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800	
	70	203,700	254,200	285,400	316,500		
	71	204,400	254,800	286,200	317,000		
	72	205,100	255,400	287,000	317,500		
	73	205,900	255,900	287,900	317,800		
	74	206,700	256,400	288,700	318,300		
	75	207,500	256,900	289,500	318,800		
	76	208,300	257,400	290,300	319,300		
	77	208,900	258,000	291,100	319,600		
	78	209,600	258,500	291,700	320,000		
	79	210,300	259,000	292,300	320,400		
	80	211,000	259,500	292,900	320,800		
	81	211,700	259,900	293,400	321,300		
	82	212,400	260,200	294,000	321,700		
	83	213,100	260,500	294,600	322,100		
	84	213,800	260,800	295,200	322,500		
	85	214,500	261,200	295,700	322,900		
	86	215,200	261,600	296,300	323,300		
	87	215,900	262,000	296,900	323,700		
	88	216,600	262,400	297,500	324,100		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	89	217,200	262,600	297,900	324,400		
	90	217,800	263,000	298,400	324,800		
	91	218,400	263,400	298,900	325,200		
	92	219,000	263,800	299,400	325,600		
	93	219,500	264,200	299,900	325,900		
	94	220,000	264,600	300,400	326,300		
	95	220,500	265,000	300,900	326,700		
	96	221,000	265,400	301,400	327,100		
	97	221,600	265,600	301,800	327,400		
	98	222,100	265,900	302,300	327,800		
	99	222,600	266,200	302,800	328,200		
	100	223,100	266,500	303,300	328,600		
	101	223,700	266,900	303,700	328,900		
	102	224,300	267,200	304,100			
	103	224,900	267,500	304,500			
	104	225,500	267,800	304,900			
	105	225,900	268,100	305,300			
	106	226,400	268,400	305,700			
	107	226,900	268,700	306,100			
	108	227,400	269,000	306,500			
	109	227,800	269,300	306,900			
	110	228,300	269,600	307,300			
	111	228,800	269,900	307,700			
	112	229,300	270,200	308,100			
	113	229,800	270,500	308,400			
	114	230,300	270,800	308,800			
	115	230,800	271,100	309,200			
	116	231,300	271,400	309,600			
	117	231,700	271,700	309,900			
	118	232,100	272,000	310,300			
	119	232,500	272,300	310,700			
	120	232,900	272,600	311,100			
	121	233,300	272,800	311,400			
	122		273,100	311,800			
	123		273,400	312,200			
	124		273,700	312,600			
	125		273,800	312,800			
	126		274,100	313,200			
	127		274,400	313,600			
	128		274,700	314,000			
	129		274,800	314,200			
	130		275,100	314,600			
	131		275,400	315,000			
	132		275,700	315,400			

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	133		275,800	315,600			
	134		276,100				
	135		276,400				
	136		276,700				
	137		276,800				
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700	320,900

別表第5 指定職給料表（第5条関係）

職	給料月額
学長	994,000

別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第33条関係）

支給地域	区分
盛岡市 水沢市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 江刺市 二戸市 岩手郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡のうち平泉町 東磐井郡のうち大東町、千厩町及び東山町 気仙郡 上閉伊郡のうち宮守村 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡	4級地
寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が定める地域	理事長が定める級地

備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別表第7 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第33条関係）

支給地域の 区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のあ る職員	その他の世帯 主である職員	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円
理事長が定 める級地	理事長が定める額		

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって支給地域に居住する扶養親族のないものを含まないものとする。